

資格確認書を国保加入者全員に自動交付する要望について

2025年10月20日
被保険者委員 澤田和男

1. 国保資格確認書の交付などで困っていること・改善してほしいこと (2025年自治体キャラバンアンケートへの市町村の回答より)

<困っていること>

①国保取得時にマイナ保険証か否かの確認をし、(マイナ保険証を持っていない人に)「資格確認書」、又は(マイナ保険証を持っている人に)「資格情報のお知らせ」を発行しているが、本人がマイナ保険証の登録の有無を覚えておらず、間違った情報で発行し、後日正式なものを作っているケースが多くある。このほか紙の保険証のときはなかった事務が増加している。

<改善してほしいこと>

①マイナ保険証登録者には、資格確認書が交付されないことを広く周知してほしい。また、資格情報のお知らせの右下部分に適用開始年月日を掲載してほしい。
②保険者、保険の種類によって取扱いが異なるため、統一を図ってほしい。
③資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が交付することとしているが、マイナンバーカードの取得が義務で無いことからも、法改正により本人の申請によらない交付(職権交付)をしていただきたい。

2. 「資格確認書を全員交付」すれば、国が設けた次の例外措置・個別対応(紙の保険証の時に必要なかった事務)が一切不要に

①国保新規加入者に発行する「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の区分け・誤発行
②マイナ登録を解除した人への「資格確認書」の個別交付
③マイナ保険証の有効期限が切れた人への「資格確認書」の個別送付
④「高齢者・障害者など要配慮者」への「資格確認書」交付の個別対応
 1) 「資格確認書」申請・受付
 2) 「高齢者・障害者など要配慮者」の「要件を満たしているかの確認作業」
 3) 「高齢者・障害者など要配慮者」の要件を満たした人への「資格確認書の交付」
⑤新たにマイナ登録をした人への「資格情報のお知らせ」の個別交付
⑥マイナトラブル時に患者の記憶で資格情報を記載する「被保険者資格申立書」手続き
⑦有効期限の切れた「従来の保険証」の使用を認める例外措置(2026年3月まで)
⑧後期高齢者に限定した「資格確認書」の全員送付の例外措置(2026年7月まで)

市町村・医療機関・国保加入者すべてにとって、事務は簡素化され、安心して受診可能に